破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第１０１号
金沢市山の上町33番９号
破産者　田中青果店こと　田中　米藏
1　破産債権の届出期間　平成29年10月10日まで
2　一般調査期日　平成29年12月８日午後１時45分
平成29年９月８日　　金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８９６号
神奈川県川崎市高津区下作延７丁目６番10―203号　ファミールＭＯ、開始決定時の住所愛知県愛西市江西町寺北100番地
破産者　オリエンタルファームこと　東方伊佐司
1　破産債権の届出期間　平成29年10月10日まで
2　一般調査期日　平成29年12月19日午前10時
平成29年９月８日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１７号
名古屋市中村区日ノ宮町２丁目105番地、従前の住所名古屋市緑区滝ノ水２丁目201番地の２　宝マンション滝ノ水第５　Ｂ棟203号
破産者　中村　隆夫
1　破産債権の届出期間　平成29年10月10日まで
2　一般調査期日　平成29年11月９日午後１時45分
平成29年９月８日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８１０号
福岡市南区和田１丁目22番26―106号、前住所福岡市南区三宅２丁目16番14号
破産者　高山　恵理（旧姓市丸）
1　破産債権の届出期間　平成29年10月10日まで
2　一般調査期日　平成29年11月14日午前10時15分
平成29年９月８日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８３２号
福岡市早良区西新２丁目21番15―801号
破産者　清水　　浩
1　破産債権の届出期間　平成29年10月10日まで
2　一般調査期日　平成29年11月14日午後３時
平成29年９月８日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２５号
愛知県岩倉市石仏町天王13番地９　エクセル天王201号
破産者　北爪　笑子
1　破産債権の届出期間　平成29年10月13日まで
2　一般調査期日　平成29年11月17日午前11時15分
平成29年９月８日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第４１７号
福岡市博多区麦野２丁目14番９―601号
破産者　椎葉　聡子
1　破産債権の届出期間　平成29年10月13日まで
2　一般調査期日　平成29年11月６日午後２時
平成29年９月８日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７９３号
大阪市生野区中川１丁目５番16号　エリア39　303号
破産者　鈴木貞愛こと　ＹＵＵ　ＪＥＯＮＧＡＥ　兪　　貞愛
1　破産債権の届出期間　平成29年10月27日まで
2　一般調査期日　平成29年12月７日午後２時
平成29年９月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１０号
京都府長岡京市柴の里10番地80
破産者　中野　明広
1　破産債権の届出期間　平成29年11月10日まで
2　一般調査期日　平成29年12月20日午前10時
平成29年９月11日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成２９年（フ）第３９号
富山市八尾町中神通223番地、開始決定時の主たる事務所富山市中大久保501番１の２
破産者　共生事業協同組合
1　期日　平成29年10月26日午前10時45分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年９月８日　　富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３２７号
大阪市東成区大今里２丁目８番19号
破産者　株式会社五泉
1　期日　平成29年11月１日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年９月８日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第６号
愛知県高浜市青木町５丁目８番地31
清算株式会社　株式会社篠田屋
代表清算人　篠田　泰宏
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所岡崎支部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２０３９号
東京都文京区白山１丁目３番７号
清算株式会社　株式会社ユニケア
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第４号
富山県射水市沖塚原10番地
清算株式会社　株式会社新湊ゴルフガーデン
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（ヒ）第１号
滋賀県彦根市金沢町1060番地１
清算株式会社　株式会社滋賀興産
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大津地方裁判所彦根支部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２０３２号
東京都港区赤坂２丁目11番７号
清算株式会社　大阪総合管理株式会社
代表清算人　太田　芳孝
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社と別紙「協定債権者」欄記載の各協定債権者（承継があった場合には、当該承継人をいう。以下「各協定債権者」という。）は、各協定債権者が、それぞれ、別紙表の債権額欄記載の額並びに当該記載額に対する利息及び遅延損害金の額の協定債権を有していることを確認する。
2　清算株式会社と各協定債権者は、清算株式会社が各協定債権者に対して弁済の原資となるべき資産がないことを確認する。
3　各協定債権者は、本協定の認可の決定が確定した日をもって、清算株式会社に対し、第１項記載の債務の全額を免除する。
4　清算株式会社は、今後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合、同財産を速やかに換価し、各協定債権者に対し、同換価により得られた代金から必要な費用を控除した残額を、別紙「債権額（元金）」欄記載の額の割合に応じて按分して弁済する。
5　この場合において、各協定債権者が第３項の規定により行った債務の免除は、前項による弁済の限度で効力を失う。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第２０３３号
東京都港区赤坂２丁目11番７号
清算株式会社　和歌山総合管理株式会社
代表清算人　太田　芳孝
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社と別紙「協定債権者」欄記載の各協定債権者（承継があった場合には、当該承継人をいう。以下「各協定債権者」という。）は、各協定債権者が、それぞれ、別紙表の債権額欄記載の額並びに当該記載額に対する利息及び遅延損害金の額の協定債権を有していることを確認する。
2　清算株式会社と各協定債権者は、清算株式会社が各協定債権者に対して弁済の原資となるべき資産がないことを確認する。
3　各協定債権者は、本協定の認可の決定が確定した日をもって、清算株式会社に対し、第１項記載の債務の全額を免除する。
4　清算株式会社は、今後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合、同財産を速やかに換価し、各協定債権者に対し、同換価により得られた代金から必要な費用を控除した残額を、別紙「債権額（元金）」欄記載の額の割合に応じて按分して弁済する。
5　この場合において、各協定債権者が第３項の規定により行った債務の免除は、前項による弁済の限度で効力を失う。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部